

ALPHA NEWS—ONLINE V o l . 3 3

発行者：弁護士法人アルファ総合法律事務所

2020. 8. 17

こんにちは。弁護士法人アルファ総合法律事務所です。

このメールマガジンは、当事務所の弁護士等が名刺交換をさせていただいた方、セミナーへご参加いただいた方、メールマガジンの配信登録をいただいた方、顧問先企業様にお送りしております。なお、配信停止については、当メルマガの末尾よりお願い致します。

※-----※  
本メールマガジンは配信専用となります。  
当事務所へのお問い合わせやセミナーのお申込につきましては、  
下記連絡先へお願い致します。  
電話：04-2923-0971（受付時間：平日午前9時～午後6時）

※-----※  
皆様、こんにちは。

梅雨も明け、暑さも一段と厳しくなってきました。  
皆様は、涼を感じるものとして何を思い浮かべますか？  
打ち水、風鈴、かき氷・・・日本には涼を感じ楽しむ工夫が  
たくさんありますね。

中でも、私が子供の頃から憧れていたものが「流しそうめん」です。  
青竹を滑り落ちる魅惑の流しそうめんは、流石に手が届かず、  
不器用な私にはDIYも無理なので、自動でクルクル回る  
家庭用流しそうめん機を購入しました。  
冷たい水に、カラコロと氷、そして涼しげな白いそうめん！最高です！

それでは、今月のメルマガです。

/// 目次 //////////////////////////////////////

[1] 事務所からのお知らせ



お送りしていきたいと思いますが、今回は「基準日制」についてです。  
より正確に言いますと、「株主名簿の基準日制度」についてのお話となります。

これは、会社が一定の日（基準日）に株主名簿に記載された者を「株主」とみなして、その者に定時株主総会における議決権行使や配当を受領する権利を認めることのできる制度です（会社法第124条第1項）。

この制度が導入されている場合、仮にこの基準日以降に株式の譲渡等があったとしても、会社としては将来に向けた株主名簿の書き換え自体は応じつつも、その譲受人を（少なくとも基準日の対象となる株主総会等においては）「株主」として扱わないという結論になるのです。

なお、当然のことながら、この「株主名簿の基準日制度」自体は任意ですので、会社において基準日を定めないこともできるのですが、その場合、株主総会「当日」の株主全員を株主総会に招集し、議決権行使を認めなければならないこととなります。

もっとも、株主が極めて少人数で固定化しているような会社であれば格別、株主が複数かつ流動的な会社（上場企業などは特に）においては株主の変動を直前まで正確に把握するのは事実上困難ですし、何より原則として、株主総会の1週間前までに（公開会社の場合には2週間前までに）招集通知を発送する必要があることから、基準日制を導入することなく円滑に株主総会を開催するのは、現実的に不可能に近いと言えるでしょう。

では、具体的に「基準日」はどのような形で定められるのでしょうか？  
これには一定のルールがあります。

まず、基準日は権利行使日の前3ヶ月以内の日でなければなりません（会社法第124条第2項）。このルールの存在により、3月決算の株式会社の定時株主総会が6月後半に集中する・・・という現象が生じることとなります。  
もう一つのルールとして、基準日は、「定款」で定めるか、基準日の2週間前までの「公告」により、その設定をしなければ

ならないとされていますが、実際には、多くの会社が定款により基準日制度を取り入れているものと思われます。

もう少しだけ、「誰が『株主』なのか」は続きますので、お付き合いいただければ幸いです。

(つづく)

▼▽▼-----  
3 [弁護士コラム] 所沢のおすすめごはん～山下とうふ店～  
▲△▲-----

こんにちは。  
弁護士の野付さくらです。

今回は、下安松の【山下とうふ店】をご紹介します。  
といつつ、NHKの「プロフェッショナル 仕事の流儀」  
(2017年4月3日放送)でも取り上げられており、  
ご紹介する必要があるのかというほど有名なお店です。

私は放送以前から、  
“所沢西武の地下にある美味しい豆腐屋さん”として  
足繁く通っていたのですが(少し自慢)、自宅でソファーに  
寝転がりながら何気なく「プロフェッショナル～・・・」を見ていたら、  
あの、いつもの「ポーン」の後に見たことのある風景が流れまして、  
“ま、まさかこれは所沢西武の「かむろとうふ」では!”と、  
跳ね起きるほどの衝撃でした。

ここのおすすめは、勿論、看板商品「かむろとうふ」(いわゆる絹豆腐)  
ですが、「よせとうふ」はドーム型の入れ物に入っているので、  
ひっくり返して器に入れ薬味を盛りつけ、お塩を添えると、  
もうそれだけでお客様にお出しできる一品になるので、重宝しています。  
枝豆とうふ、ごまとうふ、ゆずとうふなど季節替わりの一品が  
ありますが、どれも美味しい。豆腐ハンバーグは、子供にも人気です。

所沢のお店が「プロフェッショナル」で取り上げられた

ということだけでも感動しましたが、放送で、店主の山下さんの材料や製法へのこだわりや、全てが豆腐作りに向けられているともいえる、ストイックな日常を拝見して、あのお豆腐一つ一つに、これだけの作り手の情熱が込められているのかと、非常に感銘を受けました。

そんな山下とうふ店のお豆腐が仕事帰りに、もしくは昼休みに駅前で買える。なんという幸せ。  
今日も一つ立ち寄って、暑い夏の夕食の一品とし、元気をもらいたいと思います。

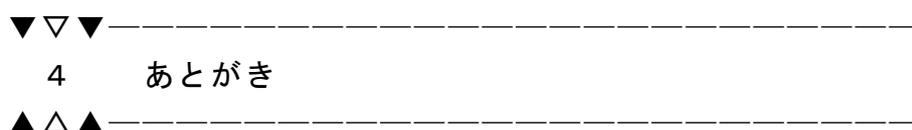
<お店情報>

〒359-0024

埼玉県所沢市下安松420

TEL: 04-2944-2016

(所沢西武の地下でも購入できます)



さて、家庭用流しそうめん機購入の後日談です。

準備万端いざ実食！となった時、気がついてしまいました。  
コロナ禍の今どき、家族とはいえ、複数人でお箸を入れるのは良くないのではないか・・・ということに。

結局、ザルで食べる者、水を入れた器で食べる者、と、家族は別々の食べ方を余儀なくされ、私はひとり流しそうめん機と対峙することになりました。  
機械的に同じ場所を周回するそうめん・・・は美味しかったのですが、家族からの視線は、そうめんよりも、氷よりも冷たく感じました（まさに涼・・・）。

予想とは違う形で涼を感じることになってしまいましたが、これからも暑い夏を涼しく過ごす方法を模索していこうと思います！

猛暑が予想される8月、皆様もコロナと熱中症に気をつけて、  
お元気にお過ごしいただければと思います。

それでは、次号をお楽しみに！

◆◇より身近に、より迅速で、より充実したリーガルサービスへ◇◆  
| ー発行元ー  
| 弁護士法人アルファ総合法律事務所  
| 代表弁護士／税理士 保坂光彦 (メルマガ担当：松浦／M.T)  
| 埼玉県所沢市日吉町14-3朝日生命所沢ビル8階  
| TEL：04-2923-0971 / FAX：04-2923-0972  
| MAIL [alpha-tokorozawa@alpha-lawoffice.com](mailto:alpha-tokorozawa@alpha-lawoffice.com)  
| URL [https:// alpha-lawoffice.com/](https://alpha-lawoffice.com/)